

大分市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を行う民間事業者に対し交付する大分市民間放課後児童クラブ補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、放課後児童健全育成事業であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 民間放課後児童クラブ運営事業

ア その運営が、大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第33号。以下「基準条例」という。）で定める基準を満たしていること。

イ 別に定める要件に該当する児童（以下「対象児童」という。）を対象とする事業であって、対象児童の利用登録者数が、事業の運営期間を通じておおむね10人以上であること。

ウ 利用定員が20名以上であること。

(2) 放課後子ども環境整備事業 民家、アパート、幼稚園、認定こども園等（以下

「既存施設」という。)において、放課後児童健全育成事業を新たに実施するため、既存施設の改修、設備の整備及び備品の購入を行うものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるもののうちから市長が適当と認める者とする。

(1) 民間放課後児童クラブ運営事業 放課後児童健全育成事業を行う法人(国及び地方公共団体を除く。以下「民間放課後児童クラブ」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 基準条例で定める基準を遵守していること。

イ 法第34条の8第2項及び第3項の規定による市長への届出を行っていること。

ウ 放課後児童健全育成事業を安定的かつ継続的に運営することが見込まれる者として別に定める実績を有していること。

エ スポーツクラブ、塾等の放課後児童健全育成事業以外の者を主たる目的としていないこと。

(2) 放課後子ども環境整備事業 新たに放課後児童健全育成事業を実施する法人であって、市長が別に定める基準に基づき公募により選定されたもの(大分市民間放課後児童クラブ補助金の交付に関する要領(平成29年7月1日施行)第4条各号に規定するものを除く。)であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表に定めるところによる。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市民間放課後児童クラブ補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定をし、大分市民間放課後児童クラブ補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、速やかに大分市民間放課後児童クラブ補助事業変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助事業の内容の変更を承認したときは、その旨を大分

市民間放課後児童クラブ補助事業変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者
に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができ
る。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日までに大分
市民間放課後児童クラブ補助事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、
市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助
金の額を確定し、大分市民間放課後児童クラブ補助金額確定通知書（様式第6号）
により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の概算交付等）

第10条 市長は、第6条の規定による交付決定又は第7条第2項の規定による変更
の承認の通知をした後に、補助金の全部又は一部を概算交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を概算交付するときは、大分市民間放課後児童
クラブ補助金概算交付通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものと
する。

（請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市民間放課

後児童クラブ補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の保存）

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（調査又は報告等）

第 1 3 条 市長は、補助事業者に対して、運営状況を調査し、又は前条の書類の閲覧若しくは提出若しくは報告を求めることができる。

（補則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に実施する補助対象事業に係る補助金について適用し、同日前に実施した補助対象事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 8 日から施行し、同年 2 月 1 日以後に実施した民間放課後児童クラブ運営事業について適用する。

別表（第4条関係）

1 民間放課後児童クラブ運営事業

項目	基準額等	備考
クラブ運営費	《基準額》 1事業所につき 3,000,000 円	
児童受入加算	《基準額》 対象児童 45 人以下…30,000 円×児童数 対象児童 46 人以上…1,350,000 円+50,000 円×(児童数－45 人)	加算額は、事業期間を通じた平均児童数により算定する。
開設日数加算	《基準額》 対象児童 45 人以下…開設日 1 日につき 15,000 円 対象児童 46 人以上…開設日 1 日につき 22,500 円	加算額は、250 日を超える開設日の日数により算定する。
開設時間加算	《基準額》 対象児童 45 人以下…1 時間当たり 2,500 円 対象児童 46 人以上…1 時間当たり 3,750 円 《限度額》 対象児童 45 人以下…475,000 円（190.0 時間分） 対象児童 46 人以上…712,500 円（190.0 時間分）	加算額は、午後 6 時 30 分以降及び学校休業日における午前 8 時 30 分以前の開設時間の時間数により算定する。

要支援児受入 加算	対象児童 1 人…1, 105, 000 円 対象児童 2 人又は 3 人…1, 823, 250 円 対象児童 4 人又は 5 人…2, 210, 000 円 対象児童 6 人以上…2, 762, 500 円	加算額は、特別な支援を要する児童（特別支援学級に在籍している児童、特別児童扶養手当の支給対象児童、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかの手帳の交付を受けている児童、児童相談所等公的機関が特別な配慮が必要であると認める児童その他市長が特別な配慮が必要であると認める児童をいう。）の人数により算定する。
放課後児童支援員等処遇改善加算	放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員及び補助員等の職員（非常勤職員等を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下「放課後児童支援員等」という。）の賃金改善（法定福利費等の事業主負担分及び放課後児童支援員等の時間外勤務手当に係るものを含む。）の実施に要す	・加算額は、左欄の算定式により算出した額又は補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方

	る額 《算定式》 13,445円×賃金改善対象者数×事業実施月数	の額と補助対象事業に係る賃金改善の実施に必要な額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額とする。 ・賃金改善対象者数とは、賃金改善を行う常勤職員（放課後児童支援員等であって、放課後児童クラブで定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、1日6時間以上、かつ、月20日以上勤務する者は、常勤職員とみなす。）の数に、1月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1月当たりの勤
--	---	---

		務時間数で除した非常勤職員（放課後児童支援員等であって、常勤職員でない者をいう。）の数を加えた数をいう。この場合において、その算出に当たっては、令和4年2月1日において現に放課後児童クラブに勤務している職員の数により算出するものとし、同年3月以降に新規採用等により賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合にあっては、賃金対象者数に反映し、算出するものとする。
利用料減免基準額加算	別に定めるところにより、大分市児童育成クラブ補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）第9条第2項の規定に準じ、利用者から徴収すべき利用料の一部を減じた額	

利用料返金特別加算	利用者に対し返金した利用料の額	市長が利用料を利用者に返金するよう要請した場合に限る。
備品等購入費	備品又は設備の購入に要する経費の額	・新型コロナウイルス感染症対策に必要な場合 - その他市長がやむを得ない事情があると認める場合に限る。 ・事前協議を要する。
施設賃借料	放課後児童健全育成事業に供する家屋賃借料、土地賃借料、駐車場賃借料（児童送迎用に限る。）及び共益費の額 「限度額」 1 事業所につき 3,000,000 円 ただし、専用区画の面積が 74.25 m ² を超える施設を放課後児童健全育成事業に供する場合にあっては、74.25 m ² を超える部分の専用区画の面積について、1 m ² 当たり 40,000 円を加算する。	敷金、礼金及び契約更新に係る費用並びに光熱水費は対象外とする。

2 放課後子ども環境整備事業

補助対象経費	工事請負費、修繕料、備品購入費、施設賃借料（開設する月の前月分に限る。）その他市長が必要と認める費用。
補助金の額	補助対象経費の額に 4 分の 3 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、4,500,000 円を限度とする。

備考

- 1 放課後子ども環境整備事業に係る補助金は、1 施設につき 1 回限り支給するものとする。ただし、放課後児童の人数が一定規模以上であって、適正な人数規模へ転換を図ろうとする場合であって、市長が適当と認めるときは、この限りでない。
- 2 放課後子ども環境整備事業に係る補助金の交付を受けた民間放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業を 5 年以上実施しなければならない。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大分市長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先

大分市民間放課後児童クラブ補助金交付申請書

年度大分市民間放課後児童クラブ補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請額 円

添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 補助金積算資料
- (3) 事業計画書(民間放課後児童クラブ運営事業に限る。)
- (4) 利用者名簿(民間放課後児童クラブ運営事業に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市民間放課後児童クラブ補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度大分市民間放課後
児童クラブ補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助条件 補助の対象となる民間放課後児童クラブの年間の開所日数は、
原則として250日以上とする。ただし、開所日数が200日
以上250日未満の場合であって市長が特に必要と認めると
きは、補助の対象とすることができる。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大分市長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

連絡先

大分市民間放課後児童クラブ補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました大分市民間放課後児童クラブ補助金について、事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請します。

1 事業の変更内容

2 既交付決定額 円

3 変更後交付申請額 円

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市民間放課後児童クラブ補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大分市民間放課後児童クラブ補助金に係る事業の変更について次のとおり承認します。

- 1 補助事業の名称
- 2 承認した事業の変更内容
- 3 変更前交付決定額
- 4 変更後交付決定額
- 5 承認の条件

円

円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

大分市長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先

大分市民間放課後児童クラブ補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた大分市民間放
課後児童クラブ補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 補助金精算書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業実績書（民間放課後児童クラブ運営事業に限る。）
- (4) 工事請負契約書の写し（放課後子ども環境整備事業に限る。）
- (5) 平面図等（放課後子ども環境整備事業に限る。）
- (6) 請求書又は領収書の写し（放課後子ども環境整備事業に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日 号

殿

大分市長



大分市民間放課後児童クラブ補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した大分市民間放課後児童クラブ補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 決定年月日	年 月 日
決定通知書番号	第 号

2 補助事業の名称

3 補助金の交付確定額 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

大分市民間放課後児童クラブ補助金交付請求書

大分市長 殿

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額を請求します。

住 所
団 体 名
代表者名
連絡先

【振込先口座】

金融機関名		
口座番号	(当座・普通)	
口座名義人		